

議案第38号

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のよ
うに改正しようとする。

令和7年6月9日提出

天理市長 並 河 健

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月
天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から16の項までを1
項ずつ繰り上げ、17の項から19の項までを削り、20の項を16の項とし、21の項
を削り、22の項を17の項とし、23の項を18の項とし、同項の次に次の1項を加
える。

19 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第1中24の項を20の項とし、25の項を21の項とし、同表に次のように加
える。

22 教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規則で定めるもの
--------------	---

別表第2の1の項中

「

生活保護法に準じて実施す
る生活に困窮する外国人に
対する生活保護の措置に関
する情報（以下「生活困窮
外国人生活保護措置関係情
報」という。）であって規則

「

生活保護法に準じて実施す
る生活に困窮する外国人に
対する生活保護の措置に関
する情報（以下「生活困窮
外国人生活保護措置関係情
報」という。）であって規則

を

に改め、

で定めるもの

で定めるもの
住登外者宛名番号管理機能
による住登外者の情報の管
理に関する情報（以下「住
登外者宛名情報」という。）
であって規則で定めるもの

同表の2の項から8の項までの規定中

「
生活困窮外国人生活保護措
置関係情報であって規則で
定めるもの

を

「
生活困窮外国人生活保護措
置関係情報であって規則で
定めるもの
住登外者宛名情報であって
規則で定めるもの

に改め、

同表の9の項中

「
母子及び父子並びに寡婦福
祉法（昭和39年法律第129
号）による給付金、特別児
童扶養手当等の支給に関す
る法律（昭和39年法律第
134号）による障害児福祉
手当若しくは特別障害者手
当又は国民年金法等の一部
を改正する法律（昭和60年
法律第34号）附則第97条第
1項の福祉手当の支給に関
する情報であって規則で定

を

「
母子及び父子並びに寡婦福
祉法（昭和39年法律第129
号）による給付金、特別児
童扶養手当等の支給に関す
る法律（昭和39年法律第
134号）による障害児福祉
手当若しくは特別障害者手
当又は国民年金法等の一部
を改正する法律（昭和60年
法律第34号）附則第97条第
1項の福祉手当の支給に関
する情報（以下「福祉手当

に改め、

めるもの

関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

同表の10の項及び11の項中

「生活困窮外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの

「生活困窮外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

を

に改め、

同表の12の項を削り、同表の13の項中

「生活困窮外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの

「生活困窮外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

を

に改め、

同項を同表の12の項とし、同表の14の項中

「地方税関係情報であつて規則で定めるもの

「地方税関係情報であつて規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

を

に改め、

同項を同表の13の項とし、同表の15の項中

「 介護保険給付等関係情報で あって規則で定めるもの 」	を	「 介護保険給付等関係情報で あって規則で定めるもの ----- 住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの 」	に改め、
---------------------------------------	---	--	------

同項を同表の14の項とし、同表の16の項中

「 地方税関係情報であって規 則で定めるもの 」	を	「 地方税関係情報であって規 則で定めるもの ----- 住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの 」	に改め、
-----------------------------------	---	--	------

同項を同表の15の項とし、同表の17の項から19の項までを削り、同表の20の項
中

「 地方税関係情報であって規 則で定めるもの 」	を	「 地方税関係情報であって規 則で定めるもの ----- 住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの 」	に改め、
-----------------------------------	---	--	------

同項を同表の16の項とし、同表の21の項を削り、同表の22の項中

「 地方税関係情報であって規 則で定めるもの 」	を	「 地方税関係情報であって規 則で定めるもの ----- 住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの 」	に改め、
-----------------------------------	---	--	------

同項を同表の17の項とし、同表の23の項中

「 障害者関係情報であって規則で定めるもの 」	を	「 障害者関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 」	に改め、
-------------------------------	---	---	------

同項を同表の18の項とし、同表の24の項中

「 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 」	を	「 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 」	に改め、
------------------------------------	---	--	------

同項を同表の19の項とし、同表の25の項中

「 生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの 」	を	「 生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 」	に改め、
---	---	---	------

同項を同表の20の項とし、同表の26の項中「支給に関する情報」の次に「(以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。)」を加え、

「 生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの 」	を	「 生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 」	に改め、
---	---	---	------

同項を同表の21の項とし、同表に次のように加える。

22 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	

		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
24 教育委員会	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
25 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	
26 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	
27 教育	法別表の各項の下欄に	住登外者宛名情報であって

委員会	掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）	規則で定めるもの
-----	------------------------------	----------

別表第3に次のように加える。

3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。